

裁 決 書

大和市***

審査請求人 *** **

処 分 庁 大和市長

審査請求人が平成30年11月13日に提起した処分庁による住宅扶助費の代理納付申請に対する不作為に係る審査請求（平成30年（審）第2号 住宅扶助費代理納付申請処分不作為事件）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事 案 の 概 要

- 1 審査請求人は、平成30年11月13日、処分庁に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第14条の規定による住宅扶助について、法第37条の2の規定に基づく代理納付を求める申請（以下「当該申請」という。）を行い、併せて、当該申請に対する決定処分をしない不作為があるとして、大和市長に対し、審査請求を行った。
- 2 処分庁は、当該申請について代理納付を実施しない旨を決定し、平成30年12月7日、審査請求人に対し、通知した。

審理関係人の主張の要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 速やかに当該申請に係る住宅扶助代理納付申込書を受け付け、代理納付の可否について審査を行うこと。
- 2 当該申請に基づく代理納付を実施し、法第37条の2及び大和市住宅扶助費等代理

納付事務取扱要綱（平成20年大和市告示第26号）第4条第1項第6号の規定に基づく大和市住宅扶助費等代理納付開始決定通知書を交付すること。

理 由

審査庁が、提出された審査請求の適法性について審査した結果、当該申請について、平成30年12月7日、処分庁から審査請求人に対し、代理納付を実施しない旨の決定処分がされており、審査請求の対象となる不作為は存在しない。

また、法第64条の規定によれば、当該申請に対する決定処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとされており、審査庁には審査権がない。

以上のとおり、本件審査請求は不適法であって補正することができないことが明らかであるため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第24条第2項及び同法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成31年2月14日

審査庁 大和市長 大 木 哲

（教示欄）

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大和市を被告として（訴訟において大和市を代表する者は大和市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、審査請求の対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間又はこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。